1 用語解説

【あ行】

ICT (アイ・シー・ティ ー)	「Information and Communication Technology」の略称で、情報処理及び通信技術を総称する用語として、日本語では情報通信技術と訳されます。	
アウトリーチ	支援が届きにくい人に対して、積極的に働きかけて支援 を届けることをいいます。	
移送チーム	第1次地域福祉計画策定後、移動に関する地域生活課題の解決に向けて取り組む住民主体のチームです。 集いの場に限定した移送サービスのしくみづくりや移動 手段を紹介するリーフレット作成等を行いました。	
SNS (エス・エヌ・エス)	「Social Networking Service」(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略称で、登録された利用者同士が交流できるWEBサイトの会員制サービスのことです。	
NPO(エヌ・ピー・オー)	「Non Profit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。	

【か行】

権利擁護	自己の権利を表明することが困難な状態にある高齢者や 障がい者等が、不当な扱いを受けることなく、自らの権 利が十分に守られ、安心して暮らしていけるよう支援を することです。	
ご近所地震防災訓練(ご近所 防災)	知多中部広域事務組合消防本部において、平成25年9月から「ご近所地震防災訓練(ご近所防災)」を企画・開催しています。 震災時の公助には限界があり、事前の準備や訓練を行うことで自助・共助を高めておくことが重要です。	
子ども食堂	地域のボランティア等が子どもたちに対して、無料又は 安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組 で、子どもの食育や居場所づくり、見守り支援のほか、 地域住民の交流の場としての役割も担っています。	

【さ行】

社会的孤立	地域社会や家族との関係が希薄で、他者との交流が著し く乏しい状態をいいます。	
社会福祉協議会	住民のみなさんやボランティア団体、福祉・医療関係者 等の参加と協力を得ながら、地域福祉の推進に向けた活 動を行う民間の社会福祉団体です。	
重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するための 包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、① 相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一 体的に実施する社会福祉法に定められた事業です。	
情報保障	本計画においては、高齢、障がい、傷病等の理由により 意思疎通を図ることが困難な人や、外国人に対して、情 報を入手するための必要な支援や情報提供を行い「知る 権利」を保障することをいいます。	
生活困窮	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある状態をいいます。 なお、本計画においては、経済的な困窮のみならず「社会的孤立」等により、生活全般に困っている状態も含みます。	
成年後見制度	知的障がい・精神障がい・認知症等により、ひとりで決めることに不安や心配がある人に対して、法的に保護し、支援する制度です。	

【た行】

地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し「人と人」「人と資源」が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。	
地域コミュニティ	一定の地域を基盤とした住民組織や「人と人」とのつながりのことで、そこに暮らす地域住民が構成員となって、地域づくり活動や地域生活課題の解決など、その地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開している地域集団のことを指します。	
地域資源	本計画では、地域生活課題を解決するために存在する「人」「物」「場所」「しくみ」など、地域の特性を活かした有形・無形のあらゆるものを指し、いわゆる「地域の宝物」のことをいいます。	

地域生活課題	福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでの各般の課題のことです。	
地域において、誰もが安心して暮らすことが う、住民のみなさんやボランティア団体、福祉 係者等と行政・社協がお互いに連携・協力して 活課題の解決に向けて取り組む考え方です。		
地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、 可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生 の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支 援・サービス提供体制のことをいいます。	
DV(ディー・ブイ)	「domestic violence」(ドメスティック・バイオレンス)の略称で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力という意味で使用されることが多いです。 なお、「DV」には、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的など、あらゆる形の暴力が含まれます。	

【は行】

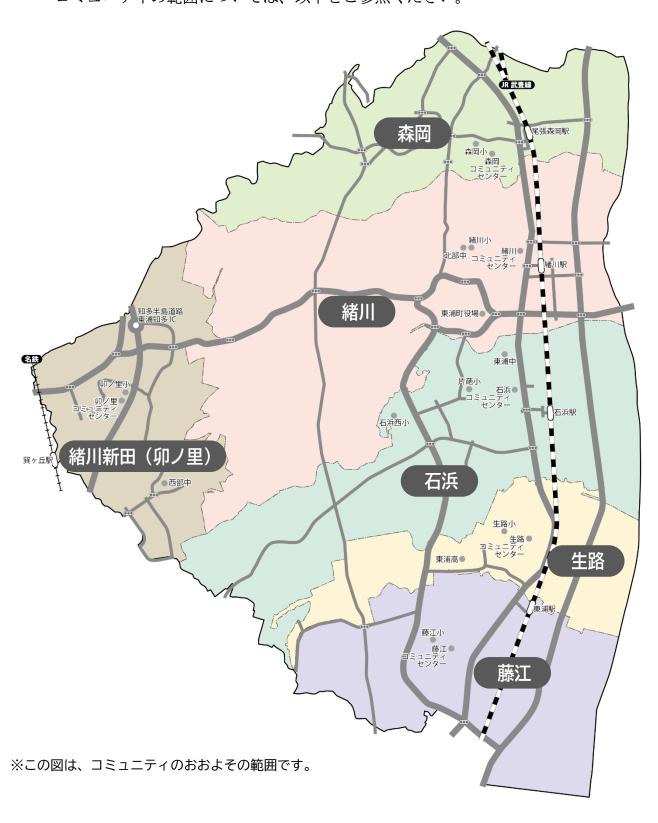
フードドライブ	家庭等における手つかずの余っている食品を持ち寄り、 それらを取りまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する活動です。	
ふくし	本計画においては「福祉」を「ふ・く・し」と表現し、 特定の誰かだけではなく、私たち一人ひとりの「ふだん の くらしの しあわせ」として、みんなの幸せを目指 すことを意味しています。	

【ら行】

	15 歳以上人口に占める労働力人口の割合のことをいいま	
労働力率	す。	
	労働力率(%)=労働力人口/15歳以上人口×100	

2 コミュニティの範囲

本町では、森岡、緒川、緒川新田(卯ノ里)、石浜、生路、藤江の6つの地区に あるコミュニティ推進協議会のことを「コミュニティ」と呼んでいます。 コミュニティの範囲については、以下をご参照ください。



3 東浦町地域福祉推進委員会

■委員名簿

氏名	所属団体等	
日髙 啓治	社会福祉法人愛光園 理事長	委員長
水野 智久	東浦町民生委員児童委員協議会 会長	副委員長
田島 由美子	東浦町連絡所長 代表	
原田 桂	東浦町老人クラブ連合会 会長	
山守 正記	社会福祉法人八起社 養護老人ホーム東和荘 荘長	
吉田 禎宏	社会福祉法人成仁会 理事長	
村山 誠治	社会福祉法人相和福祉会 ひがしうらの家 施設長	
山﨑 紀恵子	特定非営利活動法人絆 代表理事	
金森 大席	特定非営利活動法人知多地域成年後見センター 事務局長	
友永 涼子	子育てネットワーカー 代表	
甲斐 綾子	東浦町居宅介護支援事業所連絡協議会 代表	
荒川 和美	公益社団法人東浦町シルバー人材センター 副会長	~R3.6.30
鈴木 洋子	公益社団法人東浦町シルバー人材センター 副会長	R3.7.1∼
田近 美由紀	ひがしうら食改 代表	
宮池 始	東浦町高齢者ふれあいサロン連絡会 会長	
榊原 和浩	医療法人寿康会 大府病院 精神保健福祉士	
原田博子	東浦町民生委員児童委員協議会 地域福祉部会長	
川添 茂	公募委員	

■アドバイザー

氏名	所属	
原田 正樹	日本福祉大学 社会福祉学部 教授	

■作業部会

ほっとけん部会	やくわり部会	ささえあい部会
金森 大席★	山﨑 紀恵子★	田島 由美子★
日髙 啓治	田島 由美子	原田 桂
山守 正記	日髙 啓治	日髙 啓治
吉田(禎宏	金森 大席	村山 誠治
村山 誠治	甲斐 綾子	金森 大席
友永 涼子	田近 美由紀	荒川 和美(~R3.6.30)
榊原 和浩	宮池 始	鈴木 洋子(R3.7.1~)
	原田 博子	宮池 始
	川添茂	水野 智久

★:部会長 敬称略

第2次東浦町地域福祉計画

発 行 令和4年3月

編 集 愛知県東浦町 健康福祉部 ふくし課 〒470-2192

> 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地 TEL: 0562-83-3111(代) FAX: 0562-83-9756 Mail: fukushi@town.aichi-higashiura.lg.jp

社会福祉法人 東浦町社会福祉協議会 〒470-2103

愛知県知多郡東浦町大字石浜字岐路 23 番地の 1

TEL: 0562-84-3741 FAX: 0562-84-3737

Mail: h-shakyo@ma.medias.ne.jp

